

# 不育症、不妊症と診断された夫婦への医療費を助成しています

## 不育症治療費助成について

助成内容	不育症の検査および治療費(医療保険適用と適用外の両方)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻が確認できる法律上の夫婦で、指定医療機関で不育症と診断された方</li> <li>・不育症の治療を受けた妻の年齢(治療開始時点の年齢)が43歳未満の夫婦</li> <li>・治療および申請日に、夫または妻のいずれかまたは両方が、市内に住所がある方</li> </ul>
補助金額	1年度あたり上限 10万円(本人負担額の1/2以内)
支給要件	夫および妻の前年の所得額 (1月から5月までの間に申請をする場合は、前々年の所得)の合計が730万円未満
補助期間	2年間(県内の市町村で同制度の助成を受けていた場合にはその期間も含みます。)



## 一般不妊治療費助成について

助成内容	一般不妊の検査および治療費(医療保険適用と適用外の両方)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻が確認できる法律上の夫婦で、産科・婦人科・泌尿器科・皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において不妊症と診断された方</li> <li>・不妊症の治療を受けた妻の年齢(治療開始時点の年齢)が43歳未満の夫婦</li> <li>・治療および申請日に、夫または妻のいずれかまたは両方が、市内に住所がある方</li> </ul>
補助金額	1年度あたり上限 10万円(本人負担額の1/2以内)
支給要件	夫および妻の前年の所得額(1月から5月までの間に申請をする場合は、前々年の所得)の合計が730万円未満
補助期間	2年間(県内の市町村で同制度の助成を受けていた場合にはその期間も含みます。)

※上記の助成を受けた後に出産し、さらに次の出産を希望される方は、再び助成対象となります。

※特定不妊治療費助成(体外受精、顕微授精)は、津島保健所☎(26)4137へお問い合わせください。

### 【所得額について】

所得額=所得合計額(年間収入金額-必要経費)-80,000円(社会保険料等相当額)-諸控除額

### 【申請の受付】

平成31年3月診療分から令和2年2月診療分までを、3月13日(金)までに申請してください。

問 健康推進課 ☎(28)5833

## インフルエンザにご注意下さい！

インフルエンザに感染すると重症になる可能性があります。普段から感染予防をして、症状が出たら早めに受診しましょう。

### 日常生活でできる予防法

- 1 咳エチケットを心がける
- 2 手洗い・うがい
- 3 適度な湿度を保つ
- 4 人ごみを避ける
- 5 十分な栄養と休養



※咳エチケットとは・咳やくしゃみが出る時に、他の人にうつさないためにマスクを着用することなどです。